

資料

1 府中市障害福祉計画検討協議会設置要綱

平成18年3月23日

要綱第25号

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第88条第1項の規定に基づく府中市障害福祉計画を策定するため、府中市障害福祉計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、法第88条第2項各号に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告するものとする。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 府中市医師会の会員 2人以内
- (3) 多摩府中保健所の職員 1人
- (4) 養護学校の教員 1人
- (5) 府中公共職業安定所の職員 1人
- (6) 市内で事業活動をする企業の役員 1人
- (7) 府中市民生委員児童委員 1人
- (8) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の職員 1人
- (9) 福祉団体、福祉作業所等の職員又は関係者 3人以内
- (10) 公募による市民 1人

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、市長から依頼のあった日から第2条の規定による協議結果を市長に報告する日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長の指名する委員とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。
- 5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

2 府中市障害福祉計画検討協議会委員名簿

＜策定委員会＞（五十音順、敬称略）

分 野	氏 名	所 属
企 業	井上 博正	むさし府中商工会議所食品販売業部会 菓子分科会会長 (株)青木屋常務取締役
学 識 経 験	○ 於保 真理	神奈川工科大学非常勤講師
福 祉	西城 智	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター所長
福 祉	佐藤 一幸	東京都精神障害者団体連合会副代表 TKS多摩セルフヘルプグループ世話人 白梅メンバー会相談役
医 療	正田 達夫	正田整形外科院長
公 募 市 民	千葉 俊之	公募市民
福 祉	津山 信夫	社会福祉法人有朋舎 集いの家第二施設長
福 祉	西海 洋一	社会福祉法人あけぼの福祉会 府中生活実習所所長
保 健 行 政	原田 美江子	多摩府中保健所保健対策課長
療 育	雛倉 佳代子	東京都立府中朝日養護学校校長
医 療	松村 英幸	根岸病院院長
学 識 経 験	◎ 丸山 一郎	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授
民 生 委 員	望月 友子	府中市民生委員児童委員協議会第5地区副会長
就 労	山内 一也	府中公共職業安定所統括職業指導官

◎会長、○副会長

3 府中市障害福祉計画検討協議会検討経過

日程		内容
第1回	平成18年6月7日	1 委員依頼 2 市長挨拶 3 委員自己紹介 4 会長及び副会長の選出 5 障害福祉計画検討依頼 6 議事 (1)障害福祉計画策定の趣旨について (2)府中市障害福祉計画策定スケジュールについて (3)次回日程について
第2回	平成18年7月18日	1 障害福祉計画の基本的理念等について 2 障害者アンケートの実施について 3 次回日程について
第3回	平成18年8月30日	1 会議録について 2 障害福祉計画の構成について 3 障害福祉計画の基本的理念について 4 障害者アンケートの結果について 5 障害福祉サービスの見込量推計について 6 障害者福祉施設調査の実施について 7 次回日程について
第4回	平成18年9月27日	1 会議録について 2 障害者アンケートの結果について 3 地域生活支援事業について 4 障害者福祉団体調査及びヒアリングの実施について 5 障害者福祉施設調査の実施について 6 指定疾病者アンケートの実施について 7 次回日程について
第5回	平成18年10月18日	1 会議録について 2 障害者福祉団体調査及びヒアリングの結果について 3 障害者福祉施設調査の結果について 4 指定疾病者アンケートの結果について 5 地域生活支援事業について 6 次回日程について
第6回	平成18年11月8日	1 会議録について 2 事業の見直しの提案について 3 府中市障害福祉計画検討協議会報告書(案)について 4 次回日程について
第7回	平成18年11月29日	1 会議録について 2 府中市障害福祉計画検討協議会報告書(案)について 3 次回日程について
第8回	平成18年12月7日	1 府中市障害福祉計画検討協議会報告書(案)について

4 障害のある人等へのアンケート調査の概要

府中市障害福祉計画の策定のための基礎資料として活用することを目的として、次の4種類の調査を実施した。

① 障害福祉サービスについての調査

調査の目的	市内に居住する障害のある人の教育、就労、社会参加活動等の現状と意向を把握し、地域生活移行や就労支援に向けたサービスの見込量を算出するための検討資料とする。
調査対象	1500 人 ＜内訳＞ ①身体障害者 1000 サンプル(身体障害者福祉手帳所持者より無作為抽出) ②知的障害者 300 サンプル(愛の手帳所持者より無作為抽出) ③精神障害者 200 サンプル(精神障害のある方のうち市内の関係施設・団体を通じて調査可能な方)
調査方法	①②アンケート調査 郵送配布－郵送回収(礼状 1 回送付) ③アンケート調査 関係団体を通じて直接配布－郵送回収
調査期間	平成 18 年 8 月 1 日～8 月 15 日
調査結果	回収数 1,069 件(回収率 71.3%) 有効回収数 1,067 件(有効回収率 71.1%)

② 難病患者調査

調査の目的	市内に居住する難病患者の障害者福祉に関する意見や要望を把握することにより、障害福祉計画策定のための基礎資料をとする。
調査対象	指定疾病者福祉手当受給者 200 人
調査方法	アンケート調査 郵送配布－郵送回収(礼状 1 回送付)
調査期間	平成 18 年 9 月～10 月
調査結果	回収数 153 件(回収率 76.5%) 有効回収数 153 件(有効回収率 76.5%)

③ 障害者福祉団体調査

調査の目的	市内の障害者福祉団体(当事者団体、家族会)の障害者福祉に関する意見や要望を把握することにより、障害福祉計画策定のための基礎資料をとする。
調査対象	市内の障害者福祉団体 7 団体
調査方法	アンケート調査 郵送配布－郵送回収
調査期間	平成 18 年 9 月
調査結果	回収数 7 件(回収率 100.0%) 有効回収数 7 件(有効回収率 100.0%)

④ 障害者福祉施設調査

調査の目的	府中市民を対象に障害福祉サービスを行う障害者福祉施設の状況から、運営状況と今後の方向をたずね、障害福祉計画策定のための基礎資料とする。
調査対象	市内の障害者福祉施設 37 施設
調査方法	アンケート調査 郵送配布－郵送回収
調査期間	平成 18 年 9 月～10 月
調査結果	回収数 29 件(回収率 78.4%) 有効回収数 29 件(有効回収率 78.4%)